

令和7年4月1日現在

# 中小企業融資制度のご案内



江別市

# 令和7年度江別市

こんな場合に利用できます

○経営の安定のため運転資金を確保したい

○機械・装置を購入したい  
 ○業務用の車両を購入したい  
 ○工場・店舗・事務所等の新築・増改築のための資金、土地の購入資金にしたい  
 ○共同店舗等に入居するための権利金を確保したい  
 ○江別市公害防止条例に定める公害を防除するために必要な資金を確保したい  
 ○健康経営に取り組むために必要な設備等を購入したい

○新製品・新技術を開発したい

○商店街にアーケード・ショーウィンドー・街路灯を設置したい

○事業承継に必要な資金を調達したい

○新規開業をしたい  
 ○産学・産産など共同開発研修成果を応用した事業で開業したい

資金名	融資対象
中小企業振興資金	1. 市内で1年以上の事業実績を有する中小企業者等 2. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 3. 市税を完納しているもの
小規模企業安定資金	1. 市内で1年以上の事業実績を有する小規模企業者【常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以下の会社及び個人】 2. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 3. 市税を完納しているもの
倒産関連特別資金	1. 中小企業信用保険法で規定する倒産企業に対し売掛金等の債権を有する中小企業者等 2. 倒産認定日から6ヶ月を経過しておらず、かつ北海道倒産関連資金の融資対象となっていないもの 3. 市内で1年以上の事業実績を有する中小企業者等 4. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 5. 市税を完納しているもの
商 工 業 近 代 化 資 金	商工業設備資金 1. 次のいずれかに該当するもの ア. 市内で1年以上の事業実績を有する中小企業者等 イ. 市外で1年以上の事業実績を有し、市内に事務所又は事業所等を開設しようとするもの 2. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 3. 市税を完納しているもの  ※車輛を購入する際は、P4の留意事項を必ずご確認ください
	新技術開発振興資金 1. 市内で1年以上の事業実績を有する中小企業団体 2. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 3. 市税を完納しているもの
	商店街近代化推進資金 1. 次のいずれかに該当するもの ア. 市内で1年以上の事業実績を有する中小企業者等 イ. 商店街団体（商店街振興組合連合会に加入している任意の団体、同一商店街で事業を営む中小企業者3人以上で構成されたもの） 2. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 3. 市税を完納しているもの
	事業承継支援資金 1. 次のいずれかに該当するもの ア. 市内で1年以上の事業実績を有する中小企業者等 イ. 市外で1年以上の事業実績を有し、市内中小企業者の経営を承継し、且つ承継後1年以上市内で事業継続する計画を有するもの ウ. その他市長が特に認めるもの 2. 申込から3年以内に市内中小企業者の事業承継を完了する事業承継計画を有するもの 3. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 4. 市税を完納しているもの
	新規開業者、産学、産産連携事業資金 1. 次のいずれかに該当するもの ア. 新たに起業化する新規開業者 イ. 産学官、産産など共同開発研究成果を応用した事業を行う新規開業者 ※いずれも北海道信用保証協会の保証付とする ※市内に事務所又は事業所を開設すること。 2. 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当するもの 3. 市税を完納しているもの  ※車輛を購入する際は、P4の留意事項を必ずご確認ください

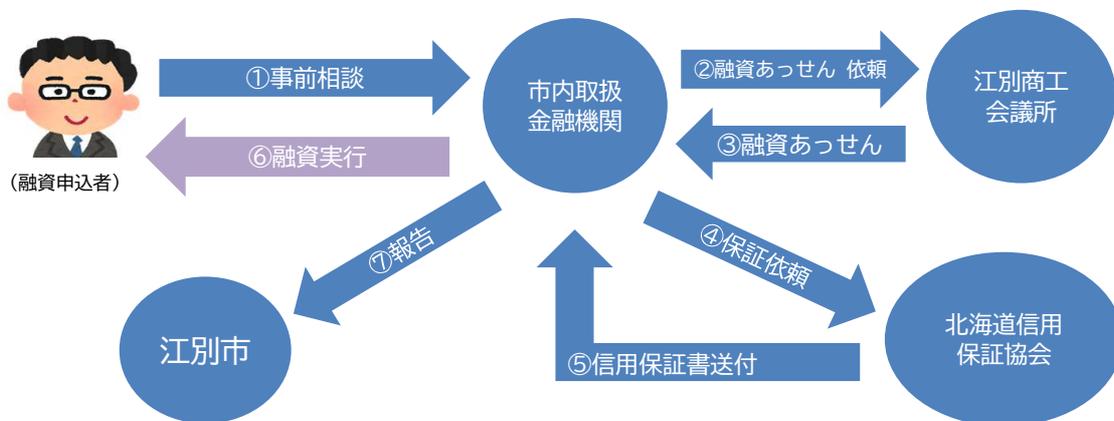
# 中小企業融資制度

令和7年4月1日現在

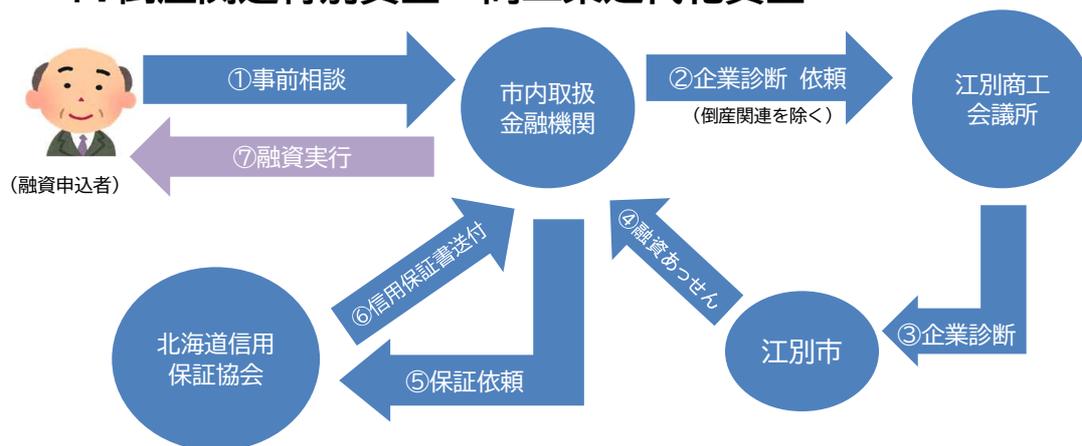
使途	融資条件			申込時に必要な書類	受付	取扱金融機関	その他
	限度額	期間	利率		(事前に各金融機関へ相談)		
運転資金	1,000万円	5年以内 (うち据置6ヶ月以内)	年2.25%	1. 納税証明書 2. 確定申告書及び決算書 (又は試算書)(2期分) 3. その他江別商工会議所中小企業 相談所が必要とする書類	江別商工会議所 及び 市内各金融機関 ※裏表紙参照		
	700万円	5年以内 (うち据置6ヶ月以内)	年1.70%	中小企業振興資金と同じ			
	300万円	3年以内 (うち据置6ヶ月以内)	年1.70%	中小企業振興資金と同じ			
設備資金	会社・個人 5,000万円 団体・組合 1億円	15年以内 (うち据置2年以内)	年1.70%	1. 納税証明書 2. 登記簿謄本 3. 確定申告書及び決算書 (又は試算書)(2期分) 4. 見積書・売買契約(予定)書等写し 5. 図面 6. 仕様書・カタログ 7. 資金計画書(融資額300万円以 内の場合省略可) 8. 組合員名簿・役員名簿 9. 事業計画書 10. 総会議事録 11. その他商工会議所中小企業 相談所が必要とする書類	江別商工会 議所 ※事前に各 金融機関へ 相談	市内各金融 機関 ※裏表紙参照	※北海道信用保証協会の保証付となったものについては信用保証料の補給があります。  ※融資利率は金融情勢等により変動することがあります。 (4・10月定期見直し)
	2,000万円	10年以内 (うち据置1年以内)	年1.70%	商工業設備資金と同じ			
	会社・個人 2,000万円 団体・組合 1億円	10年以内 (うち据置1年以内)	年1.70%	商工業設備資金と同じ			
	2,000万円	10年以内 (うち据置1年以内)	年1.70%	1. 納税証明書 2. 登記簿謄本 3. 確定申告書及び決算書 (又は試算書)(2期分) 4. 資金計画書(融資額300万円以 内の場合省略可) 5. 事業承継計画書 6. その他商工会議所中小企業 相談所が必要とする書類			
運転資金	500万円	5年以内 (うち据置6ヶ月以内)	年1.70%	商工業設備資金と同じ	江別市経済部 商工労働課		融資手続き前に「江別市創業支援相談員」と面談。事業計画等について助言を受けることが必要です。
設備資金	1000万円	10年以内 (うち据置1年以内)					

# ○融資の申込から融資実行まで

## ア. 中小企業振興資金・小規模企業安定資金



## イ. 倒産関連特別資金・商工業近代化資金



- ・ア、イともに『①事前相談』を金融機関で行い、そこで各融資メニューごとの申込先をご確認下さい。
- ・融資の申込み前に、江別商工会議所（TEL：011-382-3121）へ事前相談をすることも可能です。
- ・イの商工業近代化資金のうち、新規開業者、産学、産産連携事業資金については、申込前に「江別市創業支援相談員」と面談を行う必要があります。  
※面談をご希望の方は、江別市商工労働課（TEL：011-381-1023）までご連絡ください。

申込みから実際のお借り入れまでにかかる日数につきましては、借入希望金額や資金用途等によって異なります。



## ○信用保証料の補給について

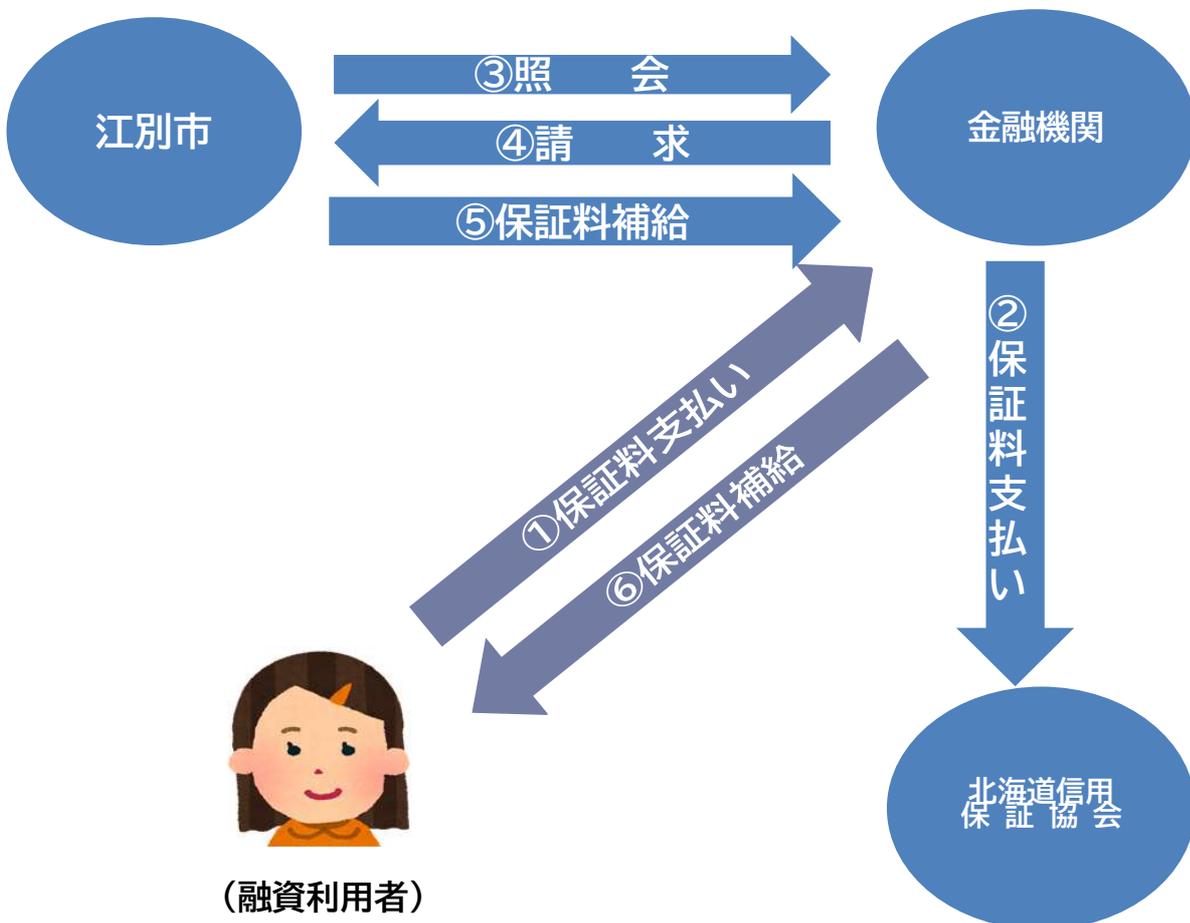
市では、市の融資制度を利用して融資を受けた方に対し信用保証料を補給しています。補給額は下表のとおりです。ただし、条件変更等により新たに発生する保証料は対象外となります。

なお、信用保証料補給に関する手続きは取扱金融機関が借受者に代わって行います。

※一括繰上返済の際には、返還された保証料を市へ返戻していただきます。

資金用途	保証料補給
運転資金	北海道信用保証協会が定める保証料率により支払われた額
設備資金	北海道信用保証協会が保証付きする融資額の1%以内又は保証料のいずれか低い額

## ○信用保証料の補給の流れ



# ○ 融資の利用例

## ケース①

パン屋を営業しています。売上、収益が順調に伸びているので、従業員を増やそうと考えています。そこで、新たに雇用する従業員への給料の支払いを融資で繋ごうと考えているんだけど、何か利用できそうな資金はないかしら？



パン屋の経営



事業規模を拡大すると、追加経費が増えることがありますよね。そんな時は、**中小企業振興資金**をご利用ください。低金利で、最大1,000万円まで借入れが可能です。また、要件を満たしていれば、さらに低金利で**小規模企業安定資金**（借入限度額700万円）が利用可能です。

また、従業員の給料以外にも、パンを製造するのに必要な原材料の仕入れ資金に対しても当資金の利用が可能です。



## ケース②

資材を運搬するためのトラックが故障しました。新しく買い替えようと考えていますが、**資金が足りません.....**

資材の運搬ができないので、建設が進められず困っています。どうしたら良いでしょうか.....



建設会社の社長

**商工業設備資金**をご利用いただけます。低金利で、最大5000万円（団体・組合は1億円）まで借入が可能です。トラックやショベルカー等の業務用車両はもちろんのこと、事業に必要な機械や装置、工場、店舗、事務所等の新築にもご利用いただけます。



## お客様の状況に応じて融資をご利用ください。

## ケース③

本社は札幌市ですが、江別市内にも食品加工工場があります。その場合、江別市の融資制度を利用することは可能でしょうか。

食品加工会社 代表取締役



江別市内に事業実体のある事業所、事務所、工場があれば融資の対象となります。なお、設備資金として資金の借入れをする場合は、事業所等の建設地又は設備の設置先は江別市内に限りますのでご注意ください。  
※登記上の住所が江別市であったとしても、事業実体のある事業所等が江別市内になければ、融資の対象とはなりません。



## ケース④

大学を卒業後、カフェの店員として6年間働いています。いつか自分のカフェを開業したいと思っていますが、開業するためには何をしたら良いのか、資金はどれくらい必要なのか全く分かりません。



新規開業予定者



いざ、起業しようと思っても、何から始めたら良いか分からないですよ！

そんな時は、「**江別市創業支援相談員**」に相談することをお奨めします。相談料は無料で、開業までに必要な準備や、事業計画等についてアドバイスを受けられます。また、相談員から承諾を得られれば、**新規開業者、産学、産産連携事業資金**の融資を申し込むことができます。江別市内での起業を考えている方を対象とし、運転資金は500万円、設備資金は1,000万円まで借入れが可能です。江別市商工労働課までお問い合わせください。





融資制度についてのご相談は市役所または商工会議所、取扱金融機関まで

(株)北洋銀行	江別中央支店	5条6丁目9	TEL:382-3311
	野幌中央支店	野幌町47-14	TEL:384-7111
(株)北海道銀行	野幌支店	野幌町56	TEL:384-1231
(株)北陸銀行	江別支店	7条6丁目1	TEL:382-2012
北海道信用金庫	江別支店	萩ヶ岡1-5	TEL:385-3111
	野幌支店	野幌町62-11	TEL:382-2530
	5丁目支店	向ヶ丘2-2	TEL:385-2511
	大麻支店	大麻東町14-3	TEL:386-5511
空知信用金庫	江別支店	高砂町8-3	TEL:383-1011
北門信用金庫	野幌支店	野幌町79-3	TEL:385-4111
北央信用組合	江別支店	野幌町12-1	TEL:383-4221
江別商工会議所中小企業相談所		4条7丁目1	TEL:382-3121
江別市経済部商工労働課		高砂町6	TEL:381-1023

## 江別市経済部商工労働課

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL:011-381-1023(直通) / FAX:011-381-1072

E-mail:shoko@city.ebetsu.lg.jp